

## 《 目 次 》

野洲市景観計画概要図	1
<b>1. 重点地区 野洲駅南地区</b>	<b>3</b>
(1) 景観形成図	3
(2) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）	5
(3) 景観形成基準の解説（建築物に関する事項）	7
<b>2. 重点地区 琵琶湖景観形成地区、琵琶湖景観形成特別地区</b>	<b>19</b>
(1) 景観形成図	19
(2) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）	20
(3) 景観形成基準の解説（建築物に関する事項）	27
<b>3. 重点地区 沿道景観形成地区(大津能登川長浜線(旧道含む))</b>	<b>43</b>
(1) 景観形成図	43
(2) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）	44
(3) 景観形成基準の解説（建築物に関する事項）	49
<b>4. 一般地区</b>	<b>61</b>
(1) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）	61
(2) 景観形成基準の解説（建築物に関する事項）	63
<b>5. 太陽光発電設備(重点地区・一般地区共通)</b>	<b>73</b>
(1) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）	73
(2) 景観形成基準の解説 建築物（一体型・付帯設備）に関する事項	76
(3) 景観形成基準の解説 工作物（平面型・支柱型）に関する事項	77

### 野洲市景観計画ガイドラインについて

景観形成基準（建築物・工作物に関する事項）について、一定の規模以上の行為を行おうとする方々に共通の認識を持っていただけるよう、参考図・写真による具体的事例や数値などにより、わかりやすく解説したものです。